

裁 決 書

審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED] 福祉事務所長

115
平成23年2月21日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく指導及び指示（以下「指導指示」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成23年1月28日付けで審査請求人に対して行った指導指示を取り消す。

課
事

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

一 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成23年1月28日付けで行った生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導及び指示について、処分の取り消しを求めるといふものである。

二 審査請求の理由

処分庁は平成23年1月28日付けで請求人に対し、請求人世帯の保有する自動車を処分し、その事実を2月28日を期限に報告することを命じたものである。

本件の取り消しを求める理由は、次のとおりである。

- 1 本件通知に記載された処分理由は、①請求人が保護開始時に所有していた「保有車両を処分するよう指導してきたこと」、②「平成22年11月26日、法第27条第1項により保有車両を処分する（車検更新しない）よう指示したが、これに従わず車両の更新を行ったため」としているが、請求人は保護開始時に所有していた「ダイハツV-S110V」（以下「ダイハツ」という。）について処分庁の指導に従い廃車処分しており、指導に従わなかったとの理由は事実と反している。
- 2 また、前記①②は、このダイハツ車についての指導である。当該自動車は、保護開始時において、「基準を上回る資産の保有」として、その「売却金額全額」及び「自動車共済44,700円」が法63条の返還対象とされたものである。しかし、その車は既に廃車にしている。

これに対し、本件指導指示の対象となった自動車は、下取り等でダイハツの価値を些かでも引き継いだものでないことから、保護開始後に、保護費を原資に購入した生活用品といえ、この処分を文書指示するには当該資産の価値、本人の生活実態等と利用実態等の調査や適切な口頭指導が、まず必要である。

また、本件の自動車保有が法27条第1項の「生活の維持、向上その他保護の目的達成」のためにいかなる理由で障害となるのか、それを処分することが「生活の維持、

向上その他保護の目的達成」にどのように役立つのかを、請求人に対し具体的に説明し、理解を得るよう努力することが必要である。

ところが、本件は、ダイハツを処分するようにとの指導への遵守義務を守ったにもかかわらず、保護費で購入した生活用品に対し、説明のうえ理解を得ることをせず、見当違いの指導指示遵守義務違反を理由に文書指示した処分である。処分庁職員は、本件自動車の取得を電話で聞いただけで、それを見てもいないし、訪問し、その保有の問題点を説明した形跡もない。

3 本件自動車は、自らの努力で、保護費を原資に購入した生活用品であり、法4条1項の資産活用に該当しないうえ、これを保有して活用することが法の趣旨、目的に添っている。

(1) 請求人は僻地に居住し、本年3月にバス路線が廃止となることから、日常生活を自立させるために、自動車が必要である。

(2) 夫婦とも病気通院が必要である。市は乗合タクシー事業を計画しているが、運行の細部は不明である。

第2 処分庁の弁明

処分庁は、次の点を理由として、本件請求は不当であると主張し、本件審査請求を却下するとの裁決を求めている。

本件請求は、処分庁が平成23年1月28日付けで通知した生活保護法第27条に規定する指導指示に対する審査請求であるが、本件指導は審査請求人の利益に直接影響を及ぼすものではないから、請求人のいう「処分」には当たらない。被保護者は法第27条に規定する指導に従う義務を有するが、この義務に違反したときに変更、停止、廃止の処分がなされるのである。(法第62条第3項)

本件指導の履行期限は平成23年2月28日であるが、請求人は履行期限まで本件指導に従わなかった。これを理由に処分庁は保護の変更、停止、廃止の処分を行っておらず、請求人は何らの不利益も被っていないことから、本件指導は不服申立ての対象となる行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しないものである。

また、仮に却下が認められないとすれば、以下の理由により棄却を求めるとしている。

1 請求人の自動車保有が容認されないことは請求人自身が認めている。

請求人は、平成23年2月21日付け審査請求書(以下「審査請求書」という。)において、ダイハツを本件指導に従って処分したと主張しており、自身が自動車保有要件を満たさないことを認めている。なぜなら、請求人が自動車保有要件を満たさないことが本件指導の理由であることは、本件指導書第2項に明記されており、請求人は本件指導に従ってダイハツを処分したと主張しているのであるから当然である。

一方で、請求人及び代理人は保護申請時において、「新しく買うのはダメだと思うが処分価値のない車は車検が切れるまで乗っていていいと思っている」との主旨の発言をしており、制度上、自動車の買い替えが認められていないことを申請当時から認識している。

にもかかわらず、新たに購入した自動車（以下「新規車両」という。）は、ダイハツと異なるものであるから、新規車両の処分についての文書指導に至る経緯を省略したとの言い分はまったくの詭弁であり、本件指導に手続き違反があるとの主張は失当である。

加えていうならば、仮に本件指導に至る経緯が不十分であったとしても、それはあくまで指導方法の問題であり、自動車保有要件の該非に相関するものではない。すなわち、仮に請求人の趣旨が認められたとしても、それがただちに請求人の自動車保有を容認することにはならない。

2 新規車両は請求人がローンを組んで購入したものである。

請求人は、審査請求書において、新規車両を、自らの努力で保護費を原資に購入した物としているが、事実反する。

新規車両は請求人がローンを組んで購入したものであり、新規車両を保有して活用することが法の趣旨・目的に沿うとの請求人の主張は失当である。

なぜなら、新規車両の保有を継続することにより、請求人はローン返済を続けなければならない、これは請求人の生活の維持、向上を妨げるものであるから法第 60 条に反する。

仮に、何らかの借入金により新規車両の支払いが完了しており、請求人が当該借入金の貸付者に対し返済していくものであれば、請求人は借入金を手にした時点で法第 61 条により実施機関に対し当該金額を収入として申告する義務がある。その際、当該借入金は、新規車両代金の支払いに優先し、請求人の生活の維持に活用されるべき資力とみなされるから、請求人は法第 63 条により支弁された保護費を返還する義務を負う。

3 路線バス廃止を理由とした自動車保有の必要性はない。

請求人は、審査請求書において、本年 3 月末で路線バスが廃止され代替交通である乗合タクシー事業の運行細部が不明であるから自動車の保有が必要と主張している。しかし、請求人の居住する地域を運行する乗合タクシーは、**乗合タクシー運行事業実施要綱** **に基づき運行されるものであって、当該タクシーが 4 月から運行されることについては、本件請求が提起される以前に** **2 月 15 日号で広く周知されている。**

乗合タクシーは火・木ダイヤは請求人宅前を通るよう路線が組まれているうえ、朝の時間帯の運行本数を比べると路線バスが 6 時台、8 時台の 2 本であったのに対し乗合タクシーは 6 時台、7 時台、8 時台の 3 本に増便されている。また、車両も通常のタクシー車両が使われるためバスに比べ乗降しやすくなるほか、請求人が通院する **病院までの運賃は 1,080 円から 870 円になり 210 円安くなる。** 月・水・金ダイヤは請求人宅前を通らないものの、これまでの路線バス同様、最寄りバス停の **小学校前で乗降可能であり、利便性の著しい低下は見られない。**

請求人はこれまで担当ケースワーカーに対し、「腰が痛くてバス停まで歩くことができない」と主張していたが、乗合タクシーが運行されることにより、通院日である火

曜日はバス停まで歩くことなく自宅前から乗車できるうえ、運賃も下がることから、この点においては、請求人にとって路線バス廃止により利便性が向上するといえる。

第3 審査庁の認定事実

- (1) 請求人は、保護開始時（平成20年11月10日）において、自動車を保有していたこと。
- (2) 処分庁は、平成20年11月14日に家庭訪問した際、自動車の保有については例外的であり、条件に該当しないと処分指導となると請求人に伝えていたこと。
 なお、同席していた[REDACTED]より「新しく買うのはだめだと思うが、処分価値がない車については車検が切れるまでは乗っていいと思っている。地理的に特殊な条件のため認めてほしい。そういった事例もある。審査請求する」といった発言があったこと。
- (3) 陳述によると、請求人は自動車の処分の指導を受けた際に、処分庁から保有を認められる要件等について説明を受けていないこと。
- (4) 請求人は糖尿病を患っており、内科医院へ月2回通院していること。
- (5) 処分庁は、平成20年11月28日に新規ケース診断会議を開催し、「請求人は腰痛と糖尿病で通院しているが、バス停は遠く、現在は自動車で通院や買い物等をしている。ただし腰痛で通院していない。」と診断結果を出したうえで、請求人の保有する自動車については保有要件を満たしていないため処分指導とする処遇方針としたこと。
- (6) 平成20年12月2日、[REDACTED]より処分庁へ電話があり、請求人の自動車の件で生活保護開始ができないとすれば審査請求すると話があった。これに対し処分庁は、開始、却下の決定は最低生活費と収入の対比で行われるもので車の可否は関係ないことを説明、ただし開始となっても処分指導となる可能性は高いと伝えたこと。
- (7) 処分庁は、平成20年12月10日に家庭訪問した際、自動車については処分指導となったため、処分するように指導、売却金も返還対象となると説明したが、請求人は一貫して認めてもらわなくてはならないとの主張を繰り返していたこと。
- (8) 処分庁は、平成20年12月26日に家庭訪問した際、請求人が自動車に未だ乗っているとのことだったため再度処分するよう指示したこと。
- (9) 処分庁は、平成21年2月19日に家庭訪問した際、請求人から自動車に未だ乗っていると回答があったため、早急に処分するよう伝えたこと。請求人は保護開始直前に車検を更新しているため処分したくない気持ちが強いようだったが、このままでは保護制度上望ましくないと伝えたこと。
- (10) 処分庁は、平成21年4月22日に家庭訪問を実施した際、請求人が自動車を未だ使用していることを確認したため、生活用品として自動車は認められないことを改めて説明したこと。
- (11) 処分庁は、平成21年8月10日に家庭訪問した際、自動車の処分について指導したこと。

(12) 処分庁は、平成21年12月1日に家庭訪問した際、自動車の処分指導を行ったが、請求人妻から、生活用として使用するほか、請求人が腰痛のためバス停まで歩けず、自動車がなければ通院できない、と聞いたこと。

なお請求人は、腰痛で歩くことは難儀だが、病院には行きたくないと話していたこと。処分庁は、まずは腰痛を治すことを考えるべきではないかと話し、引き続き自動車は処分指導をするとしたこと。

(13) 処分庁は、平成22年2月22日に家庭訪問した際、自動車の処分について指導したこと。

(14) 処分庁は、平成22年5月13日に家庭訪問した際、自動車が家の脇に駐車されているのを確認、請求人から自動車を通院や日常生活に使用しており、地理的にも車がないと不便であると聞いたこと。これについて、処分庁は自動車の処分指導をしたこと。

(15) 処分庁は、平成22年8月4日、請求人の自動車の保有の可否を再検討するよう県の指導監査を受けたこと。

(16) 処分庁は、平成22年8月25日、請求人の自動車の保有についてケース診断会議を開催し、今後は法第27条に基づく口頭指導を行い、従わない場合は、文書による指導を行うこととしたこと。売却金が発生した場合、法第63条により返還を求めるとしたこと。

(17) 処分庁は、平成22年11月26日に家庭訪問した際、家の前に車がないことから請求人に尋ねたところ、別の場所に置いていると聞いたこと。請求人に対し、自動車の保有は認められないとあらためて話すが、「ここは不便で車がないと生活できない。自分たちで上の人（国や県）に直接説明するので紹介してほしい」との返答があったこと。

処分庁は、自動車の処分について法第27条に基づき口頭による指導指示を行い、①車検の更新をしないこと、②指導に従わない場合はあらためて文書で指導すること、③文書指導にも従わない場合は保護の廃止になることもある、と説明したこと。

(18) 処分庁は、平成23年1月19日、妻に架電し自動車の処分について確認したところ、請求人が12月に40万円ちょっとで自動車を買換えた、ここでは車がないととてもじゃないが生活できない、と聞いたこと。

(19) 処分庁は、平成23年1月19日の請求人宅への架電後、今後の処遇について査察指導員と協議を行い、今後は文書により指導することになるが、県の事後監査において手順を再確認したうえで指導を進めるとしたこと。

(20) 処分庁は、平成23年1月20日の県事後監査の際、請求人の自動車の保有に関して、保有要件の何を満たしていないのかということや地域性、他ケースとの公平性などの観点から再検討すべきと指導されたこと。

(21) 処分庁は、平成23年1月21日、請求人の自動車の保有についてケース診断会議を行い、地域性、他ケースとの公平性について検討した結果、文書により処分指導することが相当であるとしたこと。

- (22) 処分庁は平成23年1月28日に家庭訪問し、請求人の保有する自動車を処分するよう文書で指導したこと。履行期限は2月28日とし、履行されない場合は保護が停止又は廃止されたりすることがあること、停止や廃止される前には弁明の機会が付与されるので、福祉事務所まで来てもらい処分できない理由を説明してもらうようになることを説明したこと。
- (23) [redacted] から処分庁あて電話があり、平成23年1月28日付け文書指導に対して審査請求することとなったので、平成22年11月26日の指導が口頭かどうかの確認があったこと。
- (24) 審査請求の内容によると、自動車の取得について処分庁は、電話で聞いただけ、それを見てもいないし、訪問し、その保有の問題点を説明した形跡もないこと。
- (25) 公共交通機関の利用については、平成23年3月までは路線バスが運行しており、運行本数が往復5本（うち、[redacted] 病院までの直通が1本）、運賃は1,080円であり、請求人宅から最寄りのバス停まで約500mであったこと。
 なお、平成23年3月で請求人の居住する地域の路線バスが廃止となり、代替交通手段として、乗合タクシーが平成23年4月から開始される。運行本数は往路3本、復路5本となり、運賃は870円。火・木曜日は請求人宅前から乗車でき、月・水・金は最寄りのバス停から乗車できる乗合タクシーが利用できること。

120

第4 判断

法第27条に基づく指導指示については、法第62条によりその内容を強制的に実現する手段が予定されているから、その内容が被保護者に対し一般的抽象的に生活上の努力義務を課するにとどまるものでない場合には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものとされる（秋田地方裁判所 平成2年（行ウ）第1号）ことから、本件指導指示の処分性について検討する。

処分庁が平成23年1月28日付けで請求人に対して行った文書による指導指示については、その内容が2月28日までに請求人の世帯が保有する自動車を処分し、履行した旨を書面により報告するよう求め、「正当な理由がなくこれに従わないときは、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。」としており、履行期日を定め、報告義務を課すもので、一般的抽象的に生活上の努力義務を課するにとどまるものでないことから、処分性の高い指導指示と判断されるものである。

次に、法は、「保護の実施機関が、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」（法第27条第1項）と規定していることから、本件指導指示の適否について検討する。

本件において、請求人は認定事実（4）及び（5）のとおり、通院もしくは地理的条件により自動車の保有を主張するものである。処分庁は認定事実（5）、（16）及び（21）のとおり、保有の要件を満たしていないと判断しているが、処分庁は請求人に対し、自動車の保有の要件について具体的に説明し、理解を得るよう努力したとは認めがたい。また、保有の可否について検討するにあたり、当該資産の価値、請求人の生活実態や利用実態な

121
どについて調査を行った形跡は見受けられない。

さらに、処分庁は、法第27条第1項により認定事実(17)及び(22)のとおり、請求人に対し保有する自動車を処分するよう指導指示しているが、平成23年1月28日付け文書による指導指示については、認定事実(24)のとおり、処分庁が請求人宅へ架電した際の聴取内容に基づき行ったものであるが、架電後、1月28日付け文書による指導指示を行うまでの間、自動車の保有の事実や利用の実態について、十分に確認したとは言い難い。

以上のことから、本件指導指示については、その手続きにおいて、適切さを欠いていることが認められる。

なお、処分庁は、請求人の協力を得て、あらためて調査を行い、自動車の保有の可否について検討するとともに、請求人への説明に努めることとされたい。

第5 結論

以上のとおり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年4月14日

秋田県知事 佐竹 敬



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)